

○議長（小林哲雄）

日程第3 議案第38号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

町長に提案理由を求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。介護保険法施行規則等の一部改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第38号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月24日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1ページ目をお開きください。

開成町条例第 号。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年開成町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、最初に、今回の改正について概要をご説明させていただきます。

この条例改正は、議案第37号と同様に、平成27年1月16日の介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）公布により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）が改正されたことにより、開成町指定地域密着型介

護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年2月20日、条例第5号）の一部改正を行うものでございます。

なお、内容につきましては、議案第37号の認知症対応型通所介護、あと小規模多機能型居宅介護、あと認知症対応型共同生活介護と同様になってございます。

それでは、1ページをご覧ください。

まず、第2章になります。介護予防認知症対応型通所介護になります。利用定員に係る規定、運営推進会議の設置に関する規定並びに夜間及び深夜のサービスを利用する場合の運営基準を改正いたします。

第7条第4項、設備及び備品等。認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス、宿泊サービスを実施している事業所については、届け出を求めることとします。

続きまして、4ページをご覧ください。

第9条第1項、利用定員等によります共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、1ユニット3人以下に見直すものでございます。

続きまして、5ページの第37条第4項、事故発生時の対応になります。事故報告の仕組みを設けるものでございます。

第44条から、第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護サービスとなります。登録定員等による規定、運営推進会議と外部評価による規定、看護職員の配置要件に係る規定、ほかの訪問看護事業所等の連携に係る規定及び地域との連携の推進に係る規定について改正するものでございます。

6ページの第44条第6項、従業員の員数等の規定になってございます。小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の併設する施設・事業所に加え同一敷地内または隣接する施設・事業所を追加とともに、兼務可能な施設・事業所の種別について介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。

続きまして、10ページの第45条の第1項になります。管理者の規定になってございます。小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能いたします。

続いて、12ページになります。

第47条第1項並びに第2項の第1号で、登録定員及び利用定員の規定になります。小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とし、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ

が確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を16人から18人とすることを可能とします。

続きまして、14ページになります。

第66条第2項、基本取扱方針の規定になります。運営推進会議と外部評価は、ともに第三者による評価というところで、運営推進会議に報告した上で公表する仕組みを設けるものでございます。

続いて、14ページの第72条になります。第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護、こちらはユニット数に係る規定を改正するものでございます。

第74条、認知症対応型共同生活介護事業所が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準について、3ユニットまで差し支えないことを明確化するものでございます。

最後に、16ページ、附則となります。この条例の施行期日でございますけれども、平成27年4月1日から施行をします。

説明は以上となります。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑をどうぞ。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

5ページの37条の4項の部分で新しく新設されていますが、ここで言う事業の内容を詳しく、もうちょっと、こういうようなサービスだよということを教えてもらえればありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

37条の第4項というところでのご質問でございますけれども、認知症対応型通所介護事業というものについては、単独型と、それ以外の施設等併設型で設置をすることができるということになってございます。

○議長（小林哲雄）

しばらくお待ちください。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

認知症対応型通所介護事業所につきましては、認知症の高齢者がデイサービス等を行う事業所でございますけれども、単独型と併設型の通所介護以外のサービスの提供によりまして事故が発生したときには、第37条の第1項と第2項と同じように事故報告をしなければいけないという規定。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

この指定介護予防認知症対応型通所介護事業者はという、そこら辺のサービスがどのような状態の内容なのかの中に単独型、併設型とあると思うのですが、そこら辺がいまいち、どういうような事業者を想定すればいいのか、ちょっとわからないので、そこら辺の内容を聞いただけなのですけれども。よろしくお願ひします。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

単純に申しますと、介護予防認知症対応通所型ということですから、開成町ですと、この辺だと宮台のあそこに「はなの詩」ですか、ああいうところで、通いを中心としながら認知症の人たちがそこで食事をしたりしてサービスを受ける、そういうところが主な内容というところでご理解いただければと思います。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

そうすると、夜間、事故が起きたときの発生対応として、今回、その部分が新設されていると思うのですが、これ仮に事故が発生したときの対応として、当然、まず事業者さんは開設する前に町に届け出をしなさいよということが7条のほうで言われていると思うのですが、続いて37条のほうでも事故時の対応は云々と書かれているのですが、最近、例えば、認知症の方が徘徊、徘徊というのですか、迷子というのですか、なると、防災無線等々で周知したりするわけではないですか。そこら辺の部分の町の役割というものが、こここの条例では明記はされないと思うのですが、規則として、そこら辺の部分で。報告がありました、必要な措置を講じなければいけないという文言が出ている中で、どのような流れに、もし事故が発生した場合、そこら辺、どのような整備になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

すみません。うまく説明できなくて、申しわけございません。

認知症対応型通所介護につきましては、単独型と併設型と共用型という位置づけになってございます。単独型というのは本当に単独にできているものでございまして、併設型というのは社会福祉施設等の併設事業所と一緒に併設されているもの、共用型というのは、認知症対応型共同生活介護事業所の居間とか食堂だけ借りて通所介護をやるようなものということで3パターンがある中で、こちらの単独型、併設型以外のサービスの提供により事故が発生した場合には、同じように第1項、第

2項の規定に基づき報告しなければならないというような規定になってございます。

今、ご質問いただいた事故報告の関係でございますけれども、基本的には、一応、介護保険法の中に、地域密着型だけではございませんけれども、ほかの指定を受けている介護サービス事業者等につきましては、それぞれの事故報告をするというような形、町と、その方、利用者が住んでいる保険者に対して事故報告をして、こういう形で事故が起きたり、あと徘徊等が起きてしまったりというようなところで、事故報告をしなければいけないということで位置づけられています。書面では、後ほど書面として文書としていただくのですけれども、事故が起きて、できるだけ早く電話等で連絡をいただいて、どう対応していくかというところを一緒に事業者さんと内容等について調整をしていくことがございます。

あと防災無線等の活用というような部分につきましては、基本的には、施設ないしご家族が、その方、利用者さんがいなくなったということで警察等に連絡をした上で、警察からの連絡で防災無線で流すというような流れになっております。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今、事故のお話ですので、山田議員から質問があった件で、なかなか多いケースというのは、そういうところです。やはり宿泊を伴うようなところだと、ただベッドから落ちて手を打撲したとか骨折したとか、あとは敷居につまずいて転んだとか、大体、そういうところが主な、施設の中というところが多いですから、そういうケースが一番、今のところは多いのかなと。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

このたびの条例の改正の中で、町に届けるということは町がかかわりなさいという、ある意味の部分なのかなという部分では、例えば、防災無線の運用にしても、今後は流れ的なものを規則で明記するのか要綱なのかはわからないですけれども、そこら辺の整備もしていかなくてはいけないのかなという。

今、課長答弁の中で言っている中では、事故後の報告という表現に聞こえてならないのです。ここで言るのは、必要な措置を講じなければいけない、要するに、事故に対してという部分の起きているときの状況の中での町のかかわりという部分で心配したところなのですが。そこら辺の体制がちゃんととれている中で、今回、条例改正、当然、することは、町のルールになってくると思いますので、そこら辺の整備というのは今後強化していかなくてはいけないのかなというところを感じますので、今以上に、そこら辺の。室内の事故もそうですが、施設から出て何かあったときの、そういう事故なんかも想定した中で運用がしっかりと図られなくてはいけないのかなというのを感じましたので、そこら辺は検討していただきたいと

いうふうに思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

ご指摘ありがとうございます。一応、今現在も事故報告の体制というのは介護保険法の中で規定をしまして、早急に保険者ないし利用者が居住している市町村に連絡をするというような仕組みづくりというところでは、できてございます。

あと、もう一点、指導監督というところで、地域密着型サービスに関しては町が指定権者になってございますので、年に1回程度、指導というような形で、その辺の事故に対しての予防とか、いろいろな事故等の未然に防ぐためのマニュアルとかというところは指導の部分で確認をして、より一層、今後も取り組んでいきたいと  
いうふうに思います。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

第7条の4項が新設になっています。ただし書きの場合はということになっておりまして、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限るとなっておりますが、ここの「以外のサービス」というのは、多分、こういうことがあったから、この部分が新設されたのではないかなというふうに思うのですが。例えば、これ、どういうことが考えられるのか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

しばらくお待ちください。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

具体的に、想定以外の部分ということに関しては、具体的な余りイメージは持っていないところなんですかけれども、一応国の改正に倣って改正をしているという部分で、具体的に思う部分はございません。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今回の改正につきまして、さきの条例もそうでしたけれども、国基準、厚生労働省令の基準に倣って改正していますから、必ずしもぴったり開成町にとってあるかというと、それはないやつもありますので、今考える状況では、そこはちょっと想定されるものが逆にないのかなということは思っています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

国のほうでも、そのところ何かあって、新設された部分だと思います。情報が入っていないということですかね。では、その後に、サービスの提供の開始前に、当該単独型、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護と書いて、最後に指定を行った町長に届け出るものとすると記載されています。このサービスの提供等についての、状況がわからないと、なかなか届け出がなかった場合、管理が難しいのかなと思うんですが、その辺の管理方法についても、何か考慮する部分というのはあるかなと思うんですが、お考えのほういかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

なかなか難しい部分がございますけれども、今、問題になっていることというと、実際、指定をとらなくて、通所介護を利用している方が、そのままご家族等の状況等でお泊まりをする場合があるんですけれども、それのことも含まれているのかなと思っておるところではございます。ですので、夜間及び深夜のサービスの宿泊サービスというところが出てきておりますので、デイサービスを利用して、デイサービスは基本的には昼間なんですけれども、その夜に介護保険のサービスとは別に任意で、全くそのサービスとは離れた形で、契約の中でお泊まりを利用するという方が中にはいらっしゃるというような問題にはなってきておりますので、そのことを含めて、きちんとした形で届け出を求め、事故報告の仕組みを設けるという一文を入れておるんだというふうに思っております。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第38号　開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。